

# 一関地区広域行政組合議会会議録

平成 23 年 12 月 15 日招集  
第 17 回 臨時会

一関地区広域行政組合議会

# 目 次

審 議 結 果	2
議 事 日 程	4
開会及び開議宣言	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名（岡田もとみ君・阿部 孝志君）	6
会期の決定	6
認 第 4号 専決処分について	7
議案第 9号 監査委員の選任について	7
緊急質問について	8
発議第 1号 特別養護老人ホームシルバーライト花泉の入所者に不安を生じさせないよう万全の対策を求める意見書について	11
議員の派遣について	13
閉会宣言	13

## 審 議 結 果

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
認 第 4号	専決処分について	12月15日	承 認
議案第 9号	監査委員の選任について	12月15日	同 意
発議第 1号	特別養護老人ホームシルバーライト花泉の入所者に不安を生じさせないよう万全の対策を求める意見書について	12月15日	原案可決

## 受理した議案

- 認 第4号 専決処分について
- 議案第9号 監査委員の選任について

## 受理した発議案

- 発議第1号 特別養護老人ホームシルバーライト花泉の入所者に不安を生じさせないよう万全の対策を求める意見書について

## 議 事 日 程

日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4	認 第 4号	専決処分について
日程第 5	議案第 9号	監査委員の選任について
日程第 6		緊急質問について
日程第 7	発議第 1号	特別養護老人ホームシルバーライト花泉の入所者に不安を生じさせないよう万全の対策を求める意見書について
日程第 8		議員の派遣について

## 第17回一関地区広域行政組合議会臨時会会議録

平成23年12月15日 午前10時10分開議

定例会・臨時会の別 臨時会  
告示年月日 平成23年12月8日  
告示番号 第26号  
招集日時 平成23年12月15日  
会議の場所 一関市議会議場

### 出席議員（18名）

1番	阿部正人君	2番	岡田もとみ君	3番	勝浦伸行君
4番	岩渕善朗君	5番	佐藤雅子君	6番	沼倉憲二君
7番	千田恭平君	8番	菊地善孝君	9番	海野正之君
10番	千葉満君	11番	橋本周一君	12番	那須茂一郎君
13番	佐々木清志君	14番	菅原巧君	15番	武田ユキ子君
16番	阿部孝志君	17番	石川章君	18番	岩渕一司君

### 職務のため出席した職員

事務局長	鈴木道明	事務局次長	金野和彦
議事係長	小野寺晃一		

### 説明のため出席した者

管理者	勝部修君	副管理者	菅原正義君
副管理者	田代善久君	広域行政組合事務局長	佐藤好彦君
介護保険担当参事	齋藤昭彦君	環境衛生担当参事	鈴木悦朗君
広域行政組合事務局次長	松岡睦雄君	一関清掃センター所長	千田勝君
大東清掃センター所長兼 川崎清掃センター所長	加藤英行君	環境衛生主幹	石川二三夫君
介護福祉主幹	青山モト子君	会計管理者	菊地隆一君
監査委員	小野寺興輝君	監査委員事務局長	阿部和子君

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

## 第17回一関地区広域行政組合議会臨時会

平成23年12月15日

午前10時10分 開 会

### 会議の議事

議 長（岩渕一司君） ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、平成23年12月8日一関地区広域行政組合告示第26号をもって招集の、第17回一関地区広域行政組合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議 長（岩渕一司君） この際、諸般のご報告を申し上げます。

平成23年11月29日に一関市議会において実施された選挙で当選されましたお二方の議員を紹介いたします。

沼倉憲二議員です。

（沼倉憲二君 登壇あいさつ）

議 長（岩渕一司君） 橋本周一議員です。

（橋本周一君 登壇あいさつ）

議 長（岩渕一司君） 受理した案件は、管理者提案2件です。

次に、小野寺監査委員ほか1名から1件、小野寺監査委員から1件の監査報告書を受理いたしました。印刷物によりお手元に配付しておりますので、これによりご了承願います。

議 長（岩渕一司君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議 長（岩渕一司君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

議 長（岩渕一司君） 次に、人事紹介について、議会事務局の職員を紹介します。

議会事務局主幹の三浦精己であります。

（議会事務局主幹、あいさつ）

議 長（岩渕一司君） 以上で人事紹介を終わります。

議 長（岩渕一司君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議 長（岩渕一司君） 日程第1、議席の指定を行います。

一関地区広域行政組合議会会議規則第4条第2項の規定により、議長において、沼倉憲二君の議席は議席番号6番に、橋本周一君の議席は議席番号11番にそれぞれ指定します。

議 長（岩渕一司君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

2番 岡 田 もとみ 君

16番 阿 部 孝 志 君

を指名します。

議 長（岩渕一司君） 日程第3、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

**議長（岩渕一司君）** 日程第4、認第4号、専決処分についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

**副管理者（田代善久君）** 認第4号、専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、東磐井郡藤沢町が一関市に編入することに伴い、定義規定において藤沢町を削るため、一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分したものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

**議長（岩渕一司君）** 佐藤事務局長。

**事務局長（佐藤好彦君）** 認第4号、専決処分について、補足説明を申し上げます。

一番後ろにあります新旧対照表をお開き願います。

第2条の定義でありますけれども、東磐井郡藤沢町が一関市に編入することに伴い、これまでの1市2町から一関市及び平泉町の1市1町に改正するものであります。専決処分は、平成23年9月20日に行い、9月26日から施行したものであります。

よろしく願いをいたします。

**議長（岩渕一司君）** これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（岩渕一司君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（岩渕一司君）** 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

認第4号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（岩渕一司君）** 起立満場。

よって、認第4号は、承認することに決定しました。

**議長（岩渕一司君）** 議案配付のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

（菅原 巧議員、退場）

再開 午前10時18分

**議長（岩渕一司君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第9号、監査委員の選任についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** 議案第9号、監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、組合議員の中から選任する監査委員として、菅原巧氏を適任と認め選任しようとするものであります。



ご同意くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長（岩淵一司君） これより採決を行います。

議案第9号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩淵一司君） 起立満場。

よって、議案第9号は、同意することに決定しました。

（菅原 巧議員、入場）

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝議員。

8番（菊地善孝君） 介護施設シルバーヘルスの事業継続にかかわる緊急質問をしたいものですから、動議として取り計らいをお願いいたします。

議長（岩淵一司君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時22分

議長（岩淵一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、菊地善孝君から、介護施設シルバーライトの事業継続に関する件について、管理者に対し緊急質問したいので、これに同意の上、この際、日程に追加し発言されたいとの動議が提出されました。所定の賛成者がいますので、動議は成立しました。

直ちに本動議を議題とし、採決を行います。

本動議のとおり、菊地善孝君の緊急質問に同意の上、この際、日程に追加し発言を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩淵一司君） 起立多数。

よって、菊地善孝君の緊急質問に同意の上、日程に追加し発言を許すことと決定されました。

菊地善孝君の発言を許します。

8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 介護施設シルバーライト事業継続にかかわる件について、緊急質問をさせていただきます。

なお、先ほど、私、シルバーヘルスと発言しましたがけれども、シルバーライトに訂正をお願いしたいと思います。

緊急質問の内容は、この4月、来春の4月1日以降、先の県議会決算特別委員会集中審査で知事、医療局長ともども来春4月1日以降の契約の継続はしない、こういう趣旨の発言をいたしております。現在、30人近い入所者を持つこの施設が、受け皿のないまま4月1日を迎えるということはあってはならないこととあります。ついては、かかる事態に至るまでの経過について、勝部管理者のほうから概略説明を求めると同時に、4月1日以降の受け皿について県当局や医療局との話し合いがどういう段階にあるのか、これについてもあわせて紹介を求めたいと思います。

以上でございます。

議長（岩淵一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） シルバーライト花泉に関するお尋ねでございます。

一関市長の立場と、それから広域行政組合管理者としての立場と2つある中で、管理者として

のこれまでの対応については限定的になるかもしれません。したがって、その点、ご了解いただきたいと思います。

先日の県の特別委員会においては、1階の白光の部分の契約とそれから2階の七星会、シルバーライトの契約と契約が2本になっているということでございます。これは、事業の手続き上やむを得ない、そういう2本化であります。そういう中で、2本になっているものの、全体の事業計画としては一体のものとして進めてきたので、1階の白光の部分だけを契約更新しないということにした場合に、2階についても同じように更新しないということになるだろうということは前から聞いておったところでございます。そして、県のほうはそのような答弁を県議会の場において行ったということでございます。

当一関地区広域行政組合といたしましては、この2階部分のシルバーライト花泉に関する介護サービス事業者としての指定を広域行政組合として行っているわけでございます。その部分が当広域行政組合との関係が生じてくる部分でございます。したがって、現時点において、そのシルバーライト花泉が今後どのような方向に向かうのか、全くはっきりした方向が示されておられません。そういう中で、広域行政組合として積極的にかかわっていくというものは今のところございません。ただ、3月31日で1階とあわせて2階部分も契約更新をしないということになれば、私はやはり2階部分に、要するに特養ホームのほうに入所なされている方々は一般の入院患者とは違うんだと、ついでに住みかとして入所されている方もいらっしゃる、そういうことを考えると、2階部分の特養部分については、これは途中で中断というか、途切れるようなことがあってはならないのだということは県のほうに伝えてきているところでございます。これは医療局、それから県の保健福祉部とお話し合いをしたときに、そのときの私の立場は、一関市長としての立場と広域行政組合の管理者としての立場、両方の立場でものを申したということになると思いますけれども、いずれ途切れないように継続するのが前提だというふうに申し上げてあります。具体的に今後どうするかについては、今の段階では何とも申し上げられません。今後の推移を見守って、しかるべきタイミングにしっかりと言うべきところは言うというふうに考えているところでございます。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） まず、1階、2階を一体で扱うというのが県の立場だと、これは私、全くそのとおりだと思います。それ以外ない、契約は確かに2本立てになっているけれども、事柄の経過、そして事柄の性格上この1階、2階を切り離して対応するということはできないのだと、これは私も同じ意見です。そのとおりだと思います。

私は、この間の県議会の決算特別委員会の集中審査、最初から最後まで傍聴しました。その中で大変気になることが再三、知事、医療局長、それから保健福祉部の佐々木次長ですか、この方々から繰り返されました。それは、この施設設置、そして今後どうするかについて、一関市、それとこの行政組合ですね、ここと話し合いをしてきた、あるいはそれぞれの意向を聞いてきた、これを踏まえてやってきたんだという趣旨の言葉が再三繰り返されたんですね。私は、県、あるいは医療局、これと一関市、そしてこの行政組合は並列ではない、主たる方針等々についてはあくまでも県の責任において進めてきたことであって、それとの絡みで一関市なり広域行政組合が事務的な手続きを担ったと、対応してきたと、こういうふうに私は理解していますね。この面からいくと、いろいろ立場、立場で話があるんだろうけれども、どうも首をかしげて聞いておりました。特に2階のこのシルバーライト事業所は七星会でありますけれども、ここには、私の記

憶が間違いなければ、開所に当たって1億2,000万円余の公費がつぎ込まれたはずであります。これは一度、一関市の歳入、そして一関市の歳出という扱いだっただと思います。あるいは広域行政組合の会計をとっているかもしれません。そこのところは記憶がはっきりはしないんだけど、どっちにしる地元自治体、あるいは特別公共団体としての事務的な処理はしたと。したがって、今、振り返って並列というふうな表現をされるということについては、100%間違いだとは言わないけれども、経過からして、あくまでも主たるものは県であるということの認識を持っているんですが、これについてもこの機会に管理者としての見解を求めたいと思います。

その2つ目、先日開かれたこの組合の全員協議会の席において、今日、管理者からこの件についての行政報告をされたい、その発言があった旨伝えてほしいという要請をし、伝えたと先ほど議会運営委員会の中で報告がされました。しかし、行政報告をしないというのが管理者の考え方ということで、重ねて行政報告を求めましたけれども行政報告はしないという判断をされたそうであります。この辺の事情について、2つ目としてお聞きをしたい。

それから、3つ目なんですが、受け皿がどうなっていくのかということについては、現段階では不明であると、いうならば不明である、これは傍聴してもそのとおりだと思います、不明だと思う。しかし、入所していただいている方々にとっては迷惑な話であります。はなはだ迷惑な話であります。この部分について、その都度言うべきことは県当局に申し上げていきたいということでもありますけれども、特にも責任を回避しているともとれるような、前段申し上げた一関市、あるいはこの行政組合と並列であるような考え方は改めるように、これは県当局に対して言うべきところはまさに言う必要があるのではないかと。責任が極めて不明になってきますので。そういう意味で、この部分についても県当局に発言する気持ちがあるのかどうか、3つ目としてお聞きしたい。

4つ目、行政報告云々の問題とも関連するんですが、私は当然、広域行政組合の工作中的の仕事である介護保険、この分野にかかわる問題ですから、この執行が大きな問題に直面しつつあるわけで、この問題について議員協議会なり、直後に開かれているこの議会に対して、やはり相談的に話をすべきだと。管理者なり当局の判断だけでどうするかということの方角づけするというのは私は賛成できない。最終的に保険者、あるいはこれを担っている管理者としての判断はあるにしても、やはり手続き的には議会、そして地元住民の意向をどう踏まえるかという手続きに重きを置いて対応すべきだと思いますが、これについても所見があれば受けたいと思います。以上です。

**議長（岩淵一司君）** 勝部管理者。

**管理者（勝部修君）** まず、県と市の並列であって、あくまでも県が主体ではないのかということは、まさにそのとおりでございます。私は並列とは受けとめておりません、現時点では。いずれ、県のほうでもまだ2階部分についての方針が決まらず、最も今2階を運営している主体の七星会のほうでも、2階部分を今後どうするかというのも、役員会では話し合われたようでございますけれども、方向性が出ていない。そういう中で、いずれ県のほうからある程度、周辺状況も含めて情勢がはっきりして、方向性が見えてきた段階で本格的な協議に入っていくべきと私は思っていますし、その段階で広域行政組合と言うべきところはしっかり言うと。その際のベースになっているのは、私は、一関市長としても広域行政組合の管理者としても、2階のシルバーライオン花泉に入所している方々が路頭に迷うことのないように、途切れないようにあの施設を、事業主体はどうなるかは別として、継続をすべきであるというのが基本的な考え方です。

それから、2つ目の行政報告をすべきではないのかということについてでございますが、今申し上げましたとおり、現時点において、果たして広域行政組合として報告をするという材料が、私は今の段階では報告する段階なのかどうかということにはちょっと疑問を感じております。したがって、現時点における行政報告というのは、私はいかなるものかということで行政報告をせずに、ご質問があるのであればそれにお答えするほうがより現実的なのかなという判断をしたままでございます。行政報告については、今後の事業の展開というか、動向等を踏まえて、しかるべき時期にしっかりと報告するということが、これは当然のことだと思っております。

それから、七星会が今の2階部分をどのようにもっていくかというのは、まさに先ほどお話ししましたように、七星会自身も今、今後の対応についていろいろご検討なさっているところだと思います。この間の役員会でもそういう検討されたということでございますので、まずはその七星会ご自身がどのような方向に向かっていくのか、そのあたりをじっくり見極める必要があるだろうと思っております。そういう時点で、その方向性が見えてきた時点で県との協議も当然あるわけでございますけれども、行政組合の管理者としての言うべきことはしっかり言うていくというふうに考えております。

それから、議会に対して相談すべきではないかということ、まさにこれはそのとおりでございます。ただ、その時期というものがございます。しっかりとした広域行政組合としての意思を決める、判断をするという時期が、そういう時点で議会のほうにしっかりとお諮りをして、広域行政組合としての意思を表す、これは当然のことだと思っております。今の時点では、いずれそれらをやる段階にはないというふうに判断しております。

**議長（岩淵一司君）** 8番、菊地善孝君。

**8番（菊地善孝君）** 1点だけ更に質問をいたします。それは、行政報告をなぜ行わないのかということに対する見解の相違といえば相違なんでしょうけれどもね、私はそういうものではないと思います。議会というのは、報告する段階であるとかないかということ、今次のこの事柄からいって管理者がこういう対応をするというのは、私はどうも首をかしげますね。入所している人たちはもちろんのこと、その家族なり待機している方々を含めてですね。あるいは1階の部分の医療体制の問題一体ですから、この部分で大変な不安が地元では広がっているわけですね。しかも、期間が相当経過していますので。こういう中で、実はそれを所掌している特別行政体の議会が、議会において何の審議もされない、報告もされない、これは異常であります、住民の立場、入所者から見ると。そういう意味では、今後ともこの行政報告という形態をとるといろいろ制約があるとすれば、別な方法だってあるはずなんですね。議員協議会なり何なりという諸方だって選択肢だってあるわけですから、そういう意味では大きい問題でありますので、その都度その都度、こと細かいことまで報告すべきだとは言いませんけれども、大きな動きがあるときには当然のことながら報告をされてしかるべきだと、これを私の考え方として述べて緊急質問とさせていただきます。

なお、議場の議員の皆さんには、ご協力ありがとうございました。以上でございます。

**議長（岩淵一司君）** 以上で、介護施設シルバーライトの事業継続に関する菊地善孝君の緊急質問を終わります。

9番、海野正之君。

**9番（海野正之君）** ただいま介護施設に関する緊急質問がなされ、管理者から答弁をいただきましたが、今後、介護施設の入所者の方々に不安を生じさせないよう万全の対応を求める意見書を、

この広域行政組合議会として発議案として上げていく用意がありますが、文言整理を要するというふうに考えますところから、若干の時間をいただけるよう休憩をとっていただきますよう議長にご配慮いただきたいと思います。

議長（岩渕一司君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時48分

議長（岩渕一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、海野正之君。

9番（海野正之君） 休憩前におきまして発議案を提出する準備のために休憩をいただき、誠にありがとうございました。また、皆様方には大変お待たせをいたしました。

ただいま、一関地区広域行政組合議会として県に対し、特別養護老人ホームシルバーライト花泉の入所者に不安を生じさせないよう万全の対策を求める意見書を提出するよう一定の賛成者をいただきまして、議長に対して提出をいたしました。発議案に対する取り扱いをしていただきますようお願いをいたします。

議長（岩渕一司君） 海野正之君から意見書を提出したいとの動議があり、所定の賛成者がありましたので、動議は成立しました。休憩中に意見書の提出がありましたので、これを受理し、この際、日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

直ちに日程に追加することといたします。

議案配付のため暫時休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分

議長（岩渕一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、発議第1号、特別養護老人ホームシルバーライト花泉の入所者に不安を生じさせないよう万全の対策を求める意見書についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

9番、海野正之君。

9番（海野正之君） 発議第1号について、提案理由を説明いたします。

提出者は私、海野正之であり、賛成者は阿部正人議員、千葉満議員、菊地善孝議員、阿部孝志議員、那須茂一郎議員であります。

特別養護老人ホームシルバーライト花泉の入所者に不安を生じさせないよう万全の対策を求める意見書について、一関地区広域行政組合議会会議規則第14条第1項の規定により、標記の意見書案を別紙のとおり提出いたします。

特別養護老人ホームシルバーライト花泉の入所者に不安を生じさせないよう万全の対策を求める意見書。

県医療局は、社会福祉法人七星会が運営する特別養護老人ホームシルバーライト花泉について、系列法人が運営する花泉診療所とあわせ契約を平成24年3月で打ち切ると発表し、地元住民に不安が広がっています。

また、現在も約30人の方々が入所しておりますが、契約打ち切り後の受け皿がまだ確定されて

おらず、このままでは地域の介護サービスの後退を招きかねません。

よって、県当局は、花泉診療所事業の動向にかかわらず、入所者に不安を生じさせないよう万全の対策を講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年12月15日、一関地区広域行政組合議会。

提出先は、岩手県知事殿、岩手県医療局長殿であります。

全員のご賛同をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

よろしく申し上げます。

議 長（岩渕一司君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（岩渕一司君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、委員会の審査及び討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の審査及び討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

発議第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（岩渕一司君） 起立満場。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました発議について、誤字脱字等その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

議 長（岩渕一司君） 日程第8、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議員派遣については、会議規則第150条の規定により、お手元に配付しました議員派遣書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定しました。

議 長（岩渕一司君） 以上で本日の議事日程の全部を議了しました。

議 長（岩渕一司君） これをもって、第17回一関地区広域行政組合議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時56分



地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 岩 渕 一 司

一関地区広域行政組合議会議員 岡 田 もとみ

一関地区広域行政組合議会議員 阿 部 孝 志